

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度兵庫区の観光ボランティア及び魅力発信に関する業務に係る委託契約	R6. 4. 1	ひょうご観光ボランティア	1,716,000	<p>本業務は、兵庫区の歴史的遺産やまちの魅力を活かして、観光ボランティアや地域ネットワーク等を活用した観光案内やガイドツアーなどを実施することにより、観光及び地域交流の促進を図る。また、SNS等を活用して広く情報発信することにより、区内外に関心を高めるものである。</p> <p>ひょうご観光ボランティアは、兵庫区の魅力資源を市内外に広く知らせ、訪れる方に観光案内等のおもてなしができるように、平成17年、兵庫区がまち育てサポーターと共に立ち上げた。平成22年度には「区長との協働実践提携による協定」を締結し、兵庫区歴史花回道構想を推進するため、兵庫区内の観光案内やガイドツアー等、地域ネットワークを活用して兵庫区に協力して活動してきた実績がある。</p> <p>兵庫区内で地域ネットワークを有し、これまでの活動実績により年間を通じて上記業務を実施できるのは当団体以外なく、当団体に委託することが最も適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	兵庫区総務部地域協働課 (TEL511-2111)